

新たな PPP の模索とグローバル化

「新たな公共」の具体化に向けた法制度の検討が政府部内でスタートし、早ければ来年の通常国会に法案提出され、2011年度予算編成も含めた税制面・歳出両面での支援措置が議論される。その上で、2012年度からの本格実施を目指す。具体的には、行政と民間を繋ぐ官民連携の中間支援組織を準行政機関として見直すことで実質的な規制緩和を図ると同時に、様々な行政による関与等の見直しが進められるように国・地方自治体との協議権の付与や税制上の支援措置、基金形成、容積率の見直し等が検討される予定であることはすでに本ニュースでも整理したところである。

新たな公共、新たな PPP の枠組み検討は、単に財政面での制約要因の強まりから公共サービスや社会資本整備を民間との連携で展開する国内的要因だけでなく、新興国を中心に今後人口増加、経済成長そして高齢化等の時代に入るグローバル社会に日本の社会システムや社会インフラ整備のノウハウを展開していくために重要な取り組みとなる。道路、港湾、空港あるいは個々の機械やサービスを展開するのではなく、地域そして公共空間の社会システムとして展開する必要がある。そのためには、官民を分けた仕組みではなく官民一体となった仕組みを構築する必要があり、アジア地域の中でも閉鎖的な日本の公的部門の仕組みを開かれた公共として再構築することが重要である。PPPは、医療・介護・福祉などの分野、建設・土木分野の21世紀、22世紀を切り開く上で重要な選択肢である。もちろん、グローバル社会での展開には文化的・法的仕組みの違い、政治・市場構造の充実度の違いなどを認識し、異文化交渉を進める必要がある。具体的には、官民関係の再構築、規制改革の推進、開かれた資本市場に向けた整備などの点において重要となる。グローバル社会で一定の成果を生みだしている PPP の取り組みの共通点としては以下が指摘できる。

第1は、公的部門が地域ニーズ等の把握に努力し、PPPで提供されるサービスに対する評価の充実に持続的に取り組んでいる。

第2に、公的部門と民間部門の間でリスクの概念の共有が行われており、共通概念に基づくリスク管理のノウハウが法的枠組みを明確化した上で展開される。

第3は、長期契約に基づく公共サービスの持続的提供を重視している。

第4は、PPPプロジェクトの契約期間、あるいは事業期間全体のライフサイクルコストが把握されており、そのコスト認識をベースにプロジェクトをガバナンスすることができる。

第5は、PPPプロジェクトの費用と資金調達コストのバランスが良く、資本投資プログラムを通じた効果的な資金管理がある。

こうした成功要因を構築するためには、PPPを推進するための税財政も含めた法制度整備の充実、官民を通じた専門性の共有と高度化、PPPに適した有効性の高いプロジェクトの識別能力の向上、リスクモデルの応用による感応度の高い契約モデルの構築と標準化などに常に努めていく必要がある。

地方自治体の足元の財政状況は、交付税や交付金政策の増額により公共投資関連等キャッシュフローが潤沢化している。そうした一時的な財政状況に左右されることなく、持続的な取り組みとしてPPPを展開することが地域力を高めることになる。